

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第91回）議事録

平成31年2月7日（木）  
15時00分～17時00分  
旧文部省庁舎2階文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）青木委員，石井委員，伊東委員，井上委員，大木委員，神吉委員，川端委員，三枝委員，徳井委員，戸田委員，野田委員，松岡委員，村田委員（計13名）

（文化庁）高橋国語課長，増田日本語教育専門職，北村日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第90回）議事録（案）
- 2 日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）
- 3 日本語教育の資格に関する基本的な考え方 骨子（案）
- 4 日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組み イメージ（案）
- 5 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）」の日本語教師【初任】（活動分野：就労者，難民，海外）に対する研修内容等に関する国民からの意見募集の結果について

〔参考資料〕

- 1 日本語教育の資格に関する閣議決定等
- 2 外国人材受入れ・共生のための総合的対応策＜抜粋＞
- 3 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）」の日本語教師【初任】（活動分野：就労者，難民，海外）に対する研修内容等に関する意見募集の実施について
- 4 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議スケジュール

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について  
(平成25年2月18日)
- 2 平成29年度国内の日本語教育の概要
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）  
(平成26年1月31日)
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）  
(平成30年3月2日)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 日本語教育能力の判定について意見交換を行った。
- 3 事務局から，机上配布資料『日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）』の日本語教師【初任】（活動分野：就労者，難民等，海外）に対する研修内容等に関する意見募集の結果について説明があり，意見交換を行った。
- 4 次回の日本語教育小委員会は2月21日（木）に行われることが確認された。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等はおりのとおりである。

## ○伊東主査

ただいまから、第91回、今期6回目となる日本語教育小委員会を開会いたします。年度末のお忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。日本語教育能力の判定について、いろいろと御意見を頂きたいと思っております。

まず、資料1の前の議事録(案)ですが、御確認いただきまして、修正箇所がありましたら、1週間後の2月14日木曜日をめどに事務局まで御連絡くださるよう、お願いいたします。なお、議事録の確定につきましては、主査に御一任くださいますよう、お願いいたします。

それでは、本日の議事(1)「日本語教育能力の判定について」に入りたいと思っております。議事(1)は「日本語教育能力の判定について」です。日本語教育の資格についてですが、今期は基本的な考え方について取りまとめることとし、来期1年継続審議を行い、平成31年度末に結論を得る予定となっております。

本日は、これまで日本語教育小委員会で検討を行ってきた意見の整理と主な論点を踏まえて、事務局から基本的な考え方の骨子(案)が示されております。事務局から資料の説明をお聞きした上で、意見交換を行いたいと思っております。

## ○増田日本語教育専門職

資料2、資料3、資料4の順番で御説明させていただきたいと思っております。まず資料2「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点(案)」ですが、今期の小委員会でこれまでに先生方から頂戴した御意見をまとめたものです。下線部が、前回の日本語教育小委員会で新たに出示された意見です。また、会議後に事務局にコメントとして頂戴した御意見も併せて記載させていただいております。

このような御意見を基に資料3「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方」、これは骨子(案)、たたき台でございますが、作成いたしました。今日一つずつ御議論いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

資料3の2、資格の具体的な制度設計のイメージを図にしたものが、資料4「日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組み イメージ(案)」です。現行の法務省告示の日本語教師の要件に沿った枠組みを基に作られておまして、左側から御説明しますと、まず大学の日本語教師養成課程を修了し学士の資格を取って、日本語教師の試験を受けた上で日本語教師資格を得るというパターン。真ん中は420単位時間以上の日本語教師養成研修を修了されて、日本語教師の試験に合格し、学位等の要件を満たして日本語教師資格を得る場合です。右側が、多様な専門性を生かして日本語教師になる場合ですが、試験に合格した後、教育実習等のプログラムを受講し、その他学士等の要件を満たした方が日本語教師資格を得るといった場合です。こういった三つのルートを作成させていただいております。

赤字で検討と書いてあるところが多くございますが、正に先生方に御議論いただきたいと思いますところでございます。事務局からの説明は以上です。

## ○伊東主査

資料2、資料3、資料4について、説明いただきました。資料2「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点(案)」をもう一度御覧いただきたいと思いますのですが、これはまず「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点」ということで、論点を明確にしているところですね。この論点に関しては先回から議論してきています。

今日追加された論点5を含めて、まず論点が五つあることを頭に置いていただいて、下線部分が、前回の審議及びそれ以降に事務局に頂いた意見を追記したものと、改めて確認いただきたいと思います。

これに基づいて、資料3「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方骨子(案)」の作成に至ったということです。ここでは三つの柱、「1.基本的な考え方」と、「2.日本

語教育能力の判定の方法等（「資格」の具体的な制度設計）」、そして「3.その他」にまとめられています。資料2「日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）」のA4, 6枚が、骨子（案）として1枚にまとめられています。

そして、資料3を図式化したものが、最後の資料4「日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組み」でございます。事務局ではこのようなイメージ（案）を作成し、より分かりやすく提示したいと考えたわけです。

資料3, 資料4について、コメント、そして御意見を頂きたいと思います。今後、3月に開催される国語分科会への報告として整理していきたくて考えております。

資料について不明な点、また、確認したいという点がございましたら、先にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。事実確認の範囲内で何か御質問がありましたら、お伺いします。

### ○三枝委員

資料3の2番目の日本語教育の判定の(3)に試験の合格、教育実習の履修、その他とありますが、「その他」は資料4の「学位等その他の要件」とイコールなのでしょうか。具体的に何かイメージしているものがあれば教えていただきたいというのが1点です。

それから、教育実習のところですが、「その他」の(4)の受入機関の確保等が難しい現状というのは、どういったものを具体的にイメージされているのかということをお教えいただけますか。

### ○増田日本語教育専門職

分かりにくくて申し訳ありません。資料4「日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組み」の試験合格の下に、「学位等その他要件」と書かせていただいております。「その他」は「学位等その他の要件」を指しております。

法務省告示基準の教員要件では、中央の緑色の420単位時間以上の日本語教師養成研修の部分は、学士を有し、かつ420単位時間の研修修了を要件としています。一方、左側の黄色いルートの試験合格の下の「学位等その他要件 検討」ですが、こちらは、今現在はないものです。日本語教育能力検定試験に合格すれば、教育実習はなくてもよい、高等学校の卒業資格でもよいことになっております。新たに、教育実習の履修に加え、学士要件などを加える必要があるか御議論を頂きたいということです。

二つ目の御質問は、「3.その他」の(4)の教育実習の受け入れ機関の確保が困難な状況についてですが、大学等の日本語教師養成課程など、養成実施機関に留学生がいない、あるいは日本語学習者を集められないといった場合、大学の日本語教師養成課程に所属をしながら、法務省告示の日本語教育機関等に教育実習の受入れを依頼するケースがあります。井上委員の学校では積極的に実習の受入れに協力いただいているというお話もあったのですが、地方大学等では、教育実習をなかなか受入れてもらえないケースがあるように聞いております。その例で、確保が難しいと書かせていただいたところです。

### ○三枝委員

問題提起と認識しているのですが、実際に質を担保するための前提要件として、教育実習を通して、現場経験を積み、具体的に困難事例に遭っても困らないようにということでしょうか、現実にその経験を踏む場所がないということが大きな問題なので、そこをどう担保していくか。こうした観点でいけるかどうか分らないですが、今後議論をしていくうえで相当意識しておかなければいけないという感覚を持っております。

### ○伊東主査

ほかに御不明な点、事実確認の御質問はございませんでしょうか。特段ないようであれば、資料3「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方骨子（案）」について、見てい

きたいと思います。

骨子（案）、三本柱でございますが、「1. 基本的な考え方」から見たいと思います。（1）から（4）です。最初の（1）質の高い日本語教師を安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定が必要であること。基本的な考え方ですので、骨子（案）としての理念に近い部分に当たるものですが、いかがでしょう。

質の高い教育、安定的に確保というところから、日本語教育能力の判定が必要であるということをおっしゃっておりますが、この点に関して御意見、いかがでしょうか。

#### ○川端委員

ここで言う日本語教師というのは、養成修了、初任、中堅の各段階をまとめてという意味で捉えていいわけですね。

#### ○伊東主査

はい、包括的という視点ですね。

#### ○川端委員

分かりました。

#### ○伊東主査

よろしいでしょうか。では、次の（2）判定の仕組みとして、日本語教師としてのスキルを証明するための「資格」を整備すること。要するに、何をもちて日本語教師としてのスキルを担保するかということについて、資格として整備することと骨子（案）ではうたっております。この文言に関して御意見あれば、お聞きしたいと思います。どうぞ、徳井委員。

#### ○徳井委員

言葉の使い方なのですが、日本語教師としてのスキルという言葉が出ているのですが、今までの議論の中では、日本語教師として必要な資質・能力とか身に付けるというような言葉が使われていたと思います。スキルという言葉は、どちらかと言えば、技能だけに集中させるようなイメージがあると思います。これがどうしてこういう言葉になったのか、資料を見ますと、例えば参考資料1「日本語教育の資格に関する閣議決定等」の平成30年6月15日の閣議決定のところで、「日本語教師のスキルを証明するための資格」と、初めてスキルという言葉が出てきたように思います。実際に現場で使われている能力に関しては、資質・能力、その中の知識・技能・態度というような使われ方をしていますので、再考した方が良いと思いました。

#### ○伊東主査

貴重な御意見をありがとうございました。徳井委員からは、根拠としての説明も加えていただいたので、もしそのことに関して、同意される御意見や、また、違う角度からの御意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょう。

#### ○三枝委員

徳井委員の御意見に賛意を表したいと思います。1番で質の高いというところの質を包括的に考えた場合に、スキルだけですと技能というように読み取れる可能性がありますので、再考された方がいいと思います。

#### ○伊東主査

ありがとうございます。ここでは、基本的な考え方という点では、包括的な表現がよいのでは

ないかという御意見だったかと思えます。よろしいですか。

次に、(3)有資格者は、法務省告示日本語教育機関の日本語教師となり得る者であることという表現ですが、いかがでしょう。どうぞ、野田委員。

#### ○野田委員

確認ですが、この意味は、法務省告示日本語教育機関の日本語教師となるためには、有資格者でないといけないという意味ですね。書き方が分かりにくい気がしました。

#### ○高橋国語課長

書き方の問題ですが、告示基準自体の議論を行うわけではないので、資格を持った人が告示校で教えるだけの力を持っている人であるということを、資格の側から書く、日本語教育人材の側から書くという趣旨の記述となっていると理解しています。分かりにくい書き方になっていますけども、実質的な意味では同じだと思っています。

#### ○伊東主査

告示基準について議論するわけではないことから、このような書き方になったということですね。これは押さえておかなければいけない重要な視点かなと思います。よろしいですか。

それでは「1. 基本的な考え方」の最後、(4)有資格者は、地域の日本語教室の日本語教師や、国際交流協会等における地域日本語教育コーディネーターとして活躍することも考えられることということで、(3)に対応して、地域日本語教育、国際交流協会等と、地域日本語に言及しております。このことに関して何か御意見があれば、お願いします。

#### ○神吉委員

活躍することも考えられるということなので、その文言のとおり受け取って良いわけですね。というのは、地域の場合は、有資格者でなくても活躍することもあり得るという含意だという理解でよろしいですか。

#### ○増田日本語教育専門職

はい。

#### ○神吉委員

分かりました。

#### ○戸田委員

同じことを質問したいと思いました。議論が混乱するかもしれないのですが、資料2の2ページの丸の四つ目です。前回、大変すばらしい意見を拝聴しました。長年地域の日本語教室で中核となって支援に携わってきた経験者が一定数おり、その方々の経過措置として追加研修等を設けるなどして資格要件を満たせるようにしてはどうかという御意見です。この資格と、今の有資格者との資格というのは、含むものであると考えてよろしいでしょうか。

#### ○増田日本語教育専門職

はい、含むことも考えられるということです。有資格者の活用というのは、各自治体の事情を踏まえて、各都道府県市区町村がお考えになることでもあるので、ここではこういった書き方にさせていただきました。御意見をいただきたいと思っております。

## ○戸田委員

分かりました。

## ○松岡委員

有資格者というときに、資格が必要な教育機関なり場というのがどこなのか、どちらかと言うと、教える人の問題ではなくて、雇う方の問題なのではないか思います。諸外国での資格の議論では、その資格があるかどうか雇用判断基準として使われています。この資格がどういうところで使われるのか、例えば告示校の教員の場合には必須ですね。それから、今の地域の日本語教室の場合、例えば税金を投入するといったときに、どういう人たちがその対象として教師の対価を払う価値があると認めるのかということがよく言われると思いますが、そういった場合に、この人は資格を持っているから、こういうことができる人材なのだを示すために活用することがあると思います。

このように、資格がどこで使われるのかを整理した方が分かりやすいのではないのでしょうか。基本的な考え方の捉え方を考え直した方がいいのではないかと思います。

また、我々ワーキンググループで考えたのですが、ここに海外のことが一言も書かれていませんが、例えば国内の大学と高等教育機関も同様に、大学でも日本語教育の専門性があるという証明に活用でき、海外に日本語教師を派遣する場合にも、この資格が使えるというように、資格の活用という考え方を示した方が分かりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

## ○伊東主査

松岡委員からは、資格者の活用の仕方が分かりにくいという指摘がありました。地域の日本語教室や、海外、国内の大学等の例を出されましたが、このことに関して、いかがでしょうか。

骨子（案）の作成に至る経緯の中で、そのことをどう捉えられましたか。

## ○高橋国語課長

これはあくまでも骨子ということで、概要ですので、ここに書いてあることは全てではありません。例えばこういう資格を持たれている方が海外で活躍する場合に、日本語教育能力を示すことが客観的にできるということであれば、(4)のところに更に、活躍の場として海外でも活躍しやすくなるとか、あるいは例えば大学で教える場合にこの資格があった方がいいのではないかと等、もし御意見があれば、膨らませていくような形になるのではないかと考えています。

(3)と(4)というのはあくまでも、仮に資格制度ということになれば、この資格を持つような方がどういったところで活動されるかを、報告書をまとめていく中で、最初のところで世の中に示すという趣旨で幾つか例示として典型的なところを書かせていただいたということです。

## ○伊東主査

分かりました。あくまでも骨子ということで、基になる考え方という視点で書かれているという御説明だったと思いますが、いかがでしょう。

## ○松岡委員

今の御説明で意図は分かりました。そうであればなおさら、この資格はこういうことで活用方法が考えられると示した方が、日本語教育の資格や日本語教育に対しての専門性が分からない方には、分かりやすくなるのではないかと思います。いかがでしょう。

例えば本有資格者はこういったところで活躍が期待できるとして、1、法務省の告示校は必須。大学の教育機関は・・・などです。

### ○神吉委員

御提案です。基本的な考え方にも関わると思うのですが、日本語教育能力の判定をされた後の資格の活用の部分だと思うので、その他、(2)と(3)の間にもう一つ項目を立てるということが考えられると思います。つまり、資格の活用方法ということですね。

### ○伊東主査

資格の活用に関わる文言を(2)と(3)の間に入れてはどうかという神吉委員からの意見でしたが、そのことに関して、皆さん、いかがでしょう。

### ○徳井委員

賛成です。その方が、基本的な考え方と活用の方法は違うと思うので、そのように分けた方がいいと思います。

### ○井上委員

私もその案に賛成です。(3)の文言に関しても、先ほど御説明いただいたのですが、やはり分かりにくいです。「なり得る者」と言われると、何か含みがあるのではないかと考えてしまいます。これは別の枠で、分かりやすい表現にさせていただけると良いと思います。

### ○石井副主査

私は(4)の「活躍することも考えられること」というのは、どう受け止めるのか、日本語として読みにくい感じがしました。この文言は検討が必要だと感じました。

### ○伊東主査

コーディネーターとして活躍することも考えられるということですね。

### ○三枝委員

地方自治の経験を踏まえてお話をさせていただきますと、(4)のコーディネーターとして活躍することも考えられるということは、いわゆる雇用者、雇う側としてその自由裁量があることも担保される表現ではあるかと理解しています。

本質的に、この部分の基本的な考え方として、質の高い日本語教育を担保するというのであれば、資料2の2ページの、地域の日本語教室には、日本語教育のほかに云々とあって、適切な役割分担が行えるようにするというのを思料するのであれば、資格を分けて、日本語教育コーディネーターとして活躍することが望ましいとするのが良いのかなと思わなくもないのですが、地方団体の自由裁量などを勘案していくと、かなり拘束的になるので、「ことも考えられる」ぐらいの表現が受入側としては有難いという感じがいたします。

### ○伊東主査

難しいですね。

### ○川端委員

基本的な考え方、骨子なので、具体的なフィールドを幾つも挙げるとするのはなじまない感じがしますし、逆に、ここで働くにはこういう資格が必要だという印象を与えかねない感じがします。代表的なものを挙げておけばいいと思います。資格の使われ方を書いておけば、具体的なフィールドは必要ないのではないかと思います。

質の高い日本語教師を安定的に確保するためですから、質の高い日本語教師を確保したり活用したいと思っているフィールド、がこの資格を活用し得るといいますか、フィールドを論じるよ

り資格の扱われ方について述べた方がいいと思います。

○伊東主査

いろいろ御意見いただきましたが、日本語教育能力判定の基本的な考え方ということであれば、そのニーズやそのことによる利益、社会的な効果という視点でまとめさせていただくということでもよろしいでしょうか。私も個人的には、余り具体的に記述するよりも、基本的な考え方として、いわゆる方向性を示すようなまとめ方がよいのではないかと思いますので、御意見を踏まえて調整させていただきたいと思います。

それでは、時間の関係もありますので、次、「日本語教育能力の判定の方法等（「資格」の具体的な制度設計）」に行きたいと思います。

（１）日本語教師としてのスキルを証明するための「資格」の具体的な制度設計に当たっては、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（以下、「養成・研修報告書」と言う。）に記載された養成・研修の考え方を前提とすることということで、この報告書を前提とすることを判定の方法の一つの指針として文言をまとめました。いかがでしょうか。

○神吉委員

確認していいですか。これはこの「養成・研修報告書」の考え方全般を前提にするということですね。特定の部分ではないですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○神吉委員

そうであれば結構です。

○井上委員

この「養成・研修報告書」は、平成30年3月2日に出ておりますが、それに就労者、難民等、海外の分野で追加があるということも前提に含めなくて良いのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

「養成・研修報告書」は審議会として取りまとめていただいたものですが、現在、意見募集の結果を踏まえまして、二次報告案として修文作業を行っているところです。御指摘のとおり、平成30年4月の報告に就労、難民等、海外の分野が追加で検討されておりますが、この後国語分科会での取りまとめをいただいた上で改定となるため、現時点では先の報告に紐付くこととなります。

○伊東主査

これも包括的に入るということですね。

○増田日本語教育専門職

はい、そうです。

○伊東主査

ほかに、（１）に関して御意見はありますか。よろしいですか。

それでは、次、（２）日本語教育能力の判定を行う対象（資格の対象）は、日本語教師の養成修了段階とすること。このことに関して御意見をお願いいたします。ここが鍵となるところです。



○神吉委員

資料4の「日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組み イメージ（案）」の右側の多様な専門性を活かして試験を受験されて日本語教師になられる方ですが、この人たちもこの養成修了段階という考え方に含むということですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○村田委員

3ポツまで話がとんでしまいますが、先ほど通しで聞かせていただいたとき、(2)と次の3ポツの(2)の更新研修の仕組みがどう関連してくるのがよく分かりませんでした。「中堅」や「コーディネーター」になった場合でも、養成段階で取得した資格を更新するための研修もしていくということでしょうか。

○増田日本語教育専門職

「3.その他」の(5)に挙げているように、これまでの議論を踏まえ、初任や中堅段階の日本語教師、日本語教育人材の日本語教育能力の判定は研修の修了をもって行うと整理させていただいております。御質問は、資料4のイメージ図の資格の更新研修のことではないかと思いますが、資格の有効期限を定めた上で、学校の教員のように資格更新の仕組みを構築してはどうかといった御意見を受けて入れているものです。これは、初任・中堅研修とは別のものとお考えください。

○村田委員

分かりました。ありがとうございます。

○川端委員

判定を行う対象が養成修了段階とすると書かれていると、誤解を持つ人も出てくると思います。つまり、養成段階を修了した時点で判定を行うというような、タイミングの話を行っているような感じがします。

そうではなくて、「養成・研修報告書」の、例えば養成に求められる資質・能力がその人に身に付いていることを証明する資格をイメージしていると思いますので、タイミングの話ではないことが分かるような書き方が良いと思います。

○伊東主査

ここは検討させてもらうということにしましょう。

○神吉委員

確認です。養成、初任、中堅と段階がありますが、ここで言っている養成と同じものですね。

つまり、先ほど村田委員の御質問にもあったとおり、養成に求められる資質・能力について判定を行うわけですから、その後、初任や中堅では能力判定は行わないというのが基本的な考え方という理解でいいですか。

○増田日本語教育専門職

はい。これまでの審議を踏まえまして、資料3の3の(5)に書かせていただきました。日本語教育能力の判定の対象は、日本語教師養成段階に求められる資質・能力及び教育内容の部分になると考えております。

○神吉委員

資料4「日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組み イメージ（案）」なのですが、真ん中の赤いところは養成修了段階で、ここで試験があって判定をするわけですね。黄色の試験合格のみの人たちは、プラスして教育実習の履修が必要ではないかということですか。

○増田日本語教育専門職

はい、そうです。順序は逆でも構わないため、矢印ではなく、プラスの図を記載しています。

○神吉委員

分かりました。ここでどの範囲の議論をしているのか、全体として分かりづらく、これが出ていったときに結構誤解を招くのではないかなと思いました。

○伊東主査

先に進みます。(3)日本語教育能力の判定は、①試験の合格、②教育実習の履修、③その他により行うこと、判定は①、②、③により行うことということでまとめておりますが、このことに関してはいかがでしょうか。

○野田委員

③のその他というのは、具体的にどういう内容かがイメージできなかったのですが、例えば学位を持っているかなど、そういうことですか。

○高橋国語課長

現行の告示基準にありますとおり、学位について念頭に置いた記述であると考えています。ただ、学位以外の話もあるかもしれません。もし判定の要件としていく場合の学位といったときに、もう少し細かい議論も必要になります。つまり、どんな分野の学位でもいいのか。この分野であれば、この単位は取っておいてほしいというような要件にするといった作りもあると思うので、少し検討が必要ではないかと考えております。今後の検討課題として書かせていただいたということになります。

○野田委員

そうしますと、せっかくこの表を作っていただいているので、試験の合格、教育実習の履修、そして学位等その他がここに当たることですよ。そうであれば、その他だけだと物足りないと思いました。

○増田日本語教育専門職

修正させていただきます。①試験の合格、②教育実習の履修、これでよいかどうかを御議論いただき、その他については、別途御議論いただければと思います。

○伊東主査

よろしいでしょうか。(4)に進みます。試験の内容は、「養成・研修報告書」に示された「必須の教育内容」とすることについて御意見、お願いいたします。

○徳井委員

ここの日本語教師「養成における教育内容」のところを示すのであれば、このように日本語教師養成における教育内容に、養成の必須の教育内容というように入れた方がよいと思います。

○高橋国語課長

そのように修正いたします。

○伊東主査

次の（５）養成課程修了者には試験の一部免除などの措置を設けることということはいかがでしょうか。

○松岡委員

例えばこの一部というのは、どのあたりを想定して免除と考えていらっしゃるのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

この後の課程認定の話とも関連してくると思いますが、大学等の養成課程で学ぶ必須の教育内容の基礎部分が免除の範囲になるかと思っております。

○松岡委員

必須の教育内容が試験内容になると一部免除ではなく全部免除になってしまうのではないかと考えられませんか。

○高橋国語課長

例えば２の（５）については、具体的にどの範囲かという話は当然あると思います。そうすると、措置を設けることと書いてしまうと、誤解を与えてしまう可能性があります。もしかしたら、議論の結果、一部免除はやめておいた方がいいという結論になるということもありますから、検討事項にした方がいいと思いました。例えば「３.その他」の方か何かに移して、一部免除などの措置を設けることを検討することとしたいと思います。

○松岡委員

今、大学の副専攻を設計しているのですが、どこまでこれに合わせるのか、各大学ができるかできないかという瀬戸際のようなところがあります。資格として学生に頑張ってという話になるのか、大学の副専攻修了でも十分だと考えていくのか。うちの大学の場合は、心もとないです。この教育内容だけで日本語教師になるというと、実際はできないでしょう。

○野田委員

私も同じような質問をしたいと思っていました。一部免除には、全部免除も可能性としては入っていると理解していいですか。

○増田日本語教育専門職

いえ、日本語教師として最低限の知識について客観的に確認するために試験という判定を行うということだったと思います。よって、これまでの議論としては試験をしないという選択肢は考えにくいのではないのでしょうか。

○野田委員

一部免除だと、実際の試験の実施が大変だと思うのですね。今のセンター試験みたいに、科目によって受験生が変わって、そのたびに本人照合の写真照合など大変で本当にできるのかなという気がしました。

○伊東主査

具体的に研修や試験の在り方の実用化で出てくるような懸念についての御意見かと思えます。

○神吉委員

日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方ですよね。判定に関する議論の基本的な考え方ではないという理解でいいのですね。

○伊東主査

そうですね。

○神吉委員

そうなる、やはり（５）は、ここで今出すのは、危ういのではないかと思います。先程高橋課長もおっしゃったように、議論の考え方として、検討をするというところに一旦おろした方がいいと思います。併せて、養成課程修了者に試験の一部免除をするのであれば、現職者の実習免除も含めて、検討が必要だと思います。

○伊東主査

それでは、最後、２の（６）ですが、現在、法務省告示日本語教育機関に登録されている日本語教師に関する経過措置を設けることに関して、いかがでしょう。内容は伝わりますか。

○井上委員

経過措置という言葉ですが、現職者にも新しい資格が求められるという意味に捉えられるのですが、そういう捉え方になりますか。

○高橋国語課長

経過措置の内容については、ここでは何も言っていない。そのまま移行的に認める場合もあるでしょうし神吉委員がおっしゃったように、現職者は教育実習については一部免除ということもありえると思います。もう一つ、在り方として、例えば何年以内を取得を義務付けるという措置もあり得ます。ここも（５）と併せて、検討事項なのかもしれません。

○増田日本語教育専門職

現場への影響が大きいところかと思えます。ただ、既に法務省告示校の教員については、法務省と文部科学省の教員の要件を満たした方が登録されておることから、登録いただいている方はこの資格を有することができるという考え方もあるかと思います。そういった扱いを含めて、今後御議論いただけたらと思えます。

○神吉委員

基本的な考え方の（３）は、なり得る者であるので、現職で法務省告示機関にいる人がそのままという場合もあるし、又は、何らかの形で今まで日本語教育の勉強をしてきた人が、この資格を取って新たに日本語教師になるという場合もあると思えます。

そう考えたときに、（６）は、登録されている人だけの経過措置ということではなく、現在日本語教育に携わっている、又は今まで学んだことがある人たちに関する経過措置を設けるというようにしないと、対象者が非常に狭まってしまうような気がします。経過措置の中身を考えるに当たっても、もう少し間口を広げた方がいいように思います。

## ○高橋国語課長

検討事項とさせていただき、方向が見えてから基本事項とした方が良いでしょうか。

## ○伊東主査

高橋課長がおっしゃったように、(5)と(6)に関しては精査する必要があるという御意見を踏まえて、検討させていただくことでよろしいですか。

それでは、まだ「3.その他」がありますので、とりあえず全部確認していきたいと思います。まず、(1)資格の取得に当たり、学位等その他要件について検討すること。これはいかがでしょうか。

## ○大木委員

検討すること自体は良いのではないかと考えております。日本語教師の質の向上を図る意味での学歴要件というのは、場合によっては参入規制として機能することも考えられます。担い手の不足が指摘される場所、その傾向が強まるおそれを抱えています。

一方で、質の向上が図られると、自身の知識や経験が生かせるのではないかと気付く層がいるという期待もあります。例えば、企業の海外駐在等を経験して退職したシニア層などが考えられます。企業にとってはそういった人材の活用が目下の課題となっており、政府部内にも定年延長に向けた動きなどがあります。私自身、関心を寄せているところでもありますので、学位等その他要件の妥当性について検討することは良いと思います。

## ○伊東主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。井上委員。

## ○井上委員

3ポツの(1)は、先ほど保留になった2ポツの(3)とつながっているわけですね。資料4の一番上の右の「多様な専門性をいかして日本語教師を目指す方」について、多様な専門性をいかしてというのは、何らかのその人の専門性を証明するエビデンスを求めることを想定しているのでしょうか。「学位等その他要件」等に含まれるようなことなのでしょうか。

## ○増田日本語教育専門職

この部分は、試験の受験資格としては設けず、一般的な方々を対象にしていることを示したもので、資格要件に入れるような、専門性を確認するといった類いのものではございません。

いろいろな分野の方々に、新たに出来る資格制度を通じて日本語教師になっていただきたいということで、このような書き方をさせていただいたので、もし文言を変えた方がいいということであれば、御提案いただきたいと思います。

## ○松岡委員

誰が日本語教師を雇うかという話に関わりますが、資格と要件と分けて考えてはどうでしょうか。例えば高等教育機関であれば、業績なり学歴なりが求められるでしょうし、そうでないところもあると思います。

例えば企業で日本語教育をやるときは職業の経歴を求めたいというのであれば、雇用側が決めればよいことで、資格は資格、要件は要件として、2の(3)の③その他を資格に取り入れるのかどうかについては、慎重に検討した方がいいと思います。

資格は試験の合格、教育実習の履修ということで止めてしまって、その他については、それぞれの日本語教師を雇う側が決めていくというように整理をした方が、使いやすいのではないのでしょうか。

### ○戸田委員

学位等その他の要件という中には、例えば学士号は持っていないけれども、専門学校なりを卒業してという場合も考え得るわけですね。

### ○伊東主査

学位等ですから、いわゆる学業や経験ということと理解しています。

### ○戸田委員

私どもの協会では、教師会員を募集するときの条件として、大学卒業ということは書いておりません。大学卒業又はそれに相当する学力を持つ人としており、必ずしも全員が学士号を持っているわけではありません。その後、学士号を取ったり大学院に行ったりするという例もあります。

### ○井上委員

私は告示校の立場から意見を申し上げたいと思うのですが、学位等その他の要件について、告示校としては大学卒業の学位、つまり学士は必要だろうと思います。

その根拠は、三つあります。論点の先ほど幾つか並んでいる中でも触れられていましたが、告示校での留学生に対する日本語教育というのは、大学や大学院等への進学予備教育という役割が大きいのが一つです。

それから、日本語教育機関が、その名のとおり教育機関ということであれば、教育機関の教師としては、当然幅広い一般教養が求められるだろうというのが二つ目です。それから、三つ目はこの「養成・研修報告書」の中にも含まれている文言で、「グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること」が求められるという点です。

この三つから、告示校に関しては日本語教師の学歴要件というのは、学士以上であるということが必要だろうと考えます。

加えて、これから日本語教師の地位の向上や処遇の改善を考えていかなければならないとしたら、資格としては大卒以上というある程度高いレベルで設定する必要があると考えます。

ただ、告示校の中には、最近、新たな外国人材の受入れなどの政策によって、いろいろな分野に進出を考えているところがあります。日本語教育の対象を広げようというようなビジネス的な感覚です。つまり、介護とか看護とかの分野で働く外国人に対して、告示校が今まで留学生に対して教えてきたノウハウを生かせるのではないかとということで、積極的に関わっていかうとしている動きがあります。

その中で、必ずしも大卒ではないが、介護とか看護の分野で専門的な知識を持っていたり長い経験を持っていたりする人が、リカレント教育などを通じて日本語教師になるという道があってもいいのかなという気もしています。

悩ましいところではありますが、告示校は基本的には学士以上の要件は必要だろうと考えていますが、告示校でも違う分野で日本語を教えることもあるということを見ると、100%大学卒業という条件はどうなのか。いろいろな形で日本語教師になる道があってもいいという気もしています。

### ○伊東主査

ありがとうございます。実情はよく分かります。

### ○戸田委員

井上委員のおっしゃることは十分、告示校についてはおっしゃるとおりだと思います。ただ、日本語を学ぶ人たちの対象の広さということを見ると、必ずしも若い方が日本語教育に関わるということではないので、大学を卒業していなくても、この試験に合格して、更にそれぞれの希

望の対象、告示校以外の対象として地域住民に教える場合もあるので、「等」というのは必要だろうと思います。

### ○川端委員

告示校で留学生対象ということであれば納得できるのですが、大木委員がおっしゃったように、排除の要件になってしまうように思います。

なぜここでその他が挙げられているかということを考えると、資料2の論点4にも書かれているのですが、「養成・研修報告書」の18ページに、専門家としての日本語教師に求められる資質・能力が5つ挙げられています。

日本語だけでなく、多様な言語文化に対して深い関心と鋭い感覚を有しているとか、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えている。それと関連して、学位ということも出てくるのかもしれませんが。告示校で留学生を教えるには学士が必要で、別のフィールドでは何が必要だと細かく考えることよりも、資料3の2の(1)で、前提とするとやっているわけですから、ここに書かれている資質・能力を持っていることが示されるもの、それは学士でなくても、何かあるかもしれません。

今後、来年度以降も引き続き議論する際にこの「養成・研修報告書」が前提となるわけですから、ここに示された教員を満たす要件として考えることが、一つの方向性であるべきだと思います。

### ○伊東主査

ありがとうございます。

### ○石井副主査

今のことに関連して、例えば大学でも最近、学位とかを持っていない方で、優れた専門性を持っている方を大学の教員として配置することはありますね。それはその機関としてきちんと審査をし、きちんと認められているわけです。前提として大きな枠組みとしてはこういうことだが、先ほどいろいろな領域の専門性を持った方たちが入ってくることが必要だとすると、枠をただ緩くするというよりは、その専門性を認める形で保証する仕組みがあっても良いのではないかと考えました。

### ○伊東主査

ありがとうございます。そういう意味では、教育と中身の質ともに向上させるという観点からの資格要件だろうと思います。

それでは、次の(2)更新研修の仕組みを検討することに進みたいと思います。更新研修は、資料4の一番下の日本語教師の資格、米印のところにも出ております。このことに関して、御意見をお願いします。

### ○松岡委員

更新というのは、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を見ると、中堅から上がっていくステップというようにイメージしやすいのですが、そういうことではありませんか。

### ○高橋国語課長

ここで言う更新研修とは、更新制度を導入した場合において行われる研修というような意味になります。要するに、例えば資格の有効期限は何年間とし、更新したい、あるいは延長したい場合は研修を受けることになります。更新の仕組みを入れるに当たっては研修というやり方が一般的なもので、そういったものについて考えてみるというのはどうでしょうかという論点が出されて

いると御理解ください。

○松岡委員

例えば資格は取ったものの、全然教授経験をしないで5年たってしまった。それで、更新した  
いから、研修を受けるといったケースも含まれるということですね。

○高橋国語課長

そういう方も、結果的にはいらっしゃるかと思います。

○伊東主査

例としていいか分かりませんが、車の運転免許更新研修のようなものでしょうか。

○松岡委員

そうですね。

○伊東主査

教師としての資質・能力を維持するためのというイメージかなとは思いました。そういう仕組  
みはなかったので、新たにそういう仕組みを導入してはどうかということをごここで入れたいとい  
うことだと理解しています。

○徳井委員

教育学部に所属しておりまして、免許更新講習を担当しております。現在は10年間に1回更  
新するというところで、2年間のうち30時間以上取ればよいというようになっていると思います。  
2年間のうちに30単位取るというようになっています、科目としては必修、選択必修、選択とな  
っていて、私は選択必修を担当しています。実際見ていて5年に一回更新というのはかなりきつ  
いと思います。それぞれライフイベントとかいろいろありますから、2年間掛けてそれだけの単  
位を取るのなかなか大変だろうと思っております。

もし設けるとしたら、5年はかなり、やる方も厳しいし、更新講習をする側も厳しくなるし、  
受ける方も厳しくなるだろうと思います。ある程度の実現性を考えた上でないと、首を絞めてし  
まうような気がいたします。

免許更新講習は一つの参考になると思いますが、不適格な教員の排除ではないということは書  
いてあります。更新講習でだめだったから排除するというのではないということ、教員の資  
質・能力の保持を目的としているので、その点は参考にはなると思いますが、実現可能性とい  
う点については、地域によっても差があると思います。

○伊東主査

そうですね。

○徳井委員

教員の免許更新講習は一つの参考にはなると思いますが、必ずしも今の教員と日本語教師が同  
じではないと思いますし、海外で働いている人もいらっしゃいますし、そういったことも含めて、  
実現性も含めた検討が必要だと思います。

○野田委員

これは研修の仕組みを作るか作らないかも含めてという意味ですよね。仕組みを作ることを前  
提という意味じゃないということですね。それなら賛成です。



○伊東主査

次の（３）大学の日本語教師養成課程や４２０単位時間以上の日本語教師養成研修について、課程認定等の仕組みを検討することですが、いかがでしょうか。

○徳井委員

課程認定、仕組みがもしあると、かなり縛りが出るのではないのでしょうか。

○高橋国語課長

試験の一部免除をもし認めるのであれば、養成課程についてノーチェックというわけにいかないだろうという趣旨です。一般的に課程認定するというよりは、一部免除するのであれば課程認定等が求められるので、一部免除などの措置を設けるということが、今の議論で、検討事項になりましたので、その検討事項と併せて、検討事項としてもう一つ立つのではないのでしょうか。そんなイメージになると思います。

○松岡委員

資料４にも大学と書いてありますが、大学院も含まれますか。

○高橋国語課長

入れない理由はないと思います。

○松岡委員

私は、学部ของときは全然日本語教育ではなくて、関わったのは大学院でした。

○伊東主査

日本語教師養成課程の多くは大学院だろうという気がします。

○松岡委員

含まれるということですね。

○伊東主査

次の（４）「教育実習」の履修については、受入機関の確保等が難しい現状に鑑み、実施体制の検討が別途必要であること。これはずっと議論してきました教育実習に関わることを、こういう形でまとめてあります。いかがでしょうか。

○井上委員

教育実習生を、例えば日本語教育機関が受入れるという場合に、なかなか受入れてもらえないという大学側からの声を聞くことがあるのですが、本当にそうなのか疑問に思うときがあります。

つまり、大学側もどれだけ積極的に日本語学校に働き掛けをしているのかということです。これは何か統計的なものがあるって、それを根拠に受入機関の確保が難しいと言われているのか、それとも一部の意見ということなのでしょう。

○増田日本語教育専門職

データを取ったものではございません。委員の意見を反映したものです。実際には、株式会社立の日本語学校の場合は、受講生がお客様ということになりますので、そこに自分のところで養成した受講生以外を教壇に立たせるというのが現実的に難しいというお声はがあると承知しています。

### ○井上委員

そうすると、教育実習の中に教壇実習というのは一応含まれてはいるのですが、必ずしも受入機関が教壇実習をやらなくてはいけないということではないと思います。それは又別の場ということも考えられます。

実習生を日本語学校が受入れると、日本語学校側にも大きなメリットはあるので、それをもっとアピールすれば、受入機関としてはもっともっと手を挙げるところが出てくるのではないかなという気がします。

### ○神吉委員

今の（４）なのですが、受入先がない、もっと受入れてくれという話と読まれてしまう可能性があると思うのですが、実は大学側もきちんと実習のデザインをせずに丸投げしているという現状があると思うのですね。そこも含めて、実施体制の検討ということを考える必要があり、議論をする必要があるのではないかと思います。

### ○伊東主査

ありがとうございました。（４）は受入機関の確保と出てしまっていますが、受入機関をはじめ、教育実習の実施に関しては、更に詰めた調整をすべきですね。

### ○神吉委員

例えば受入機関の確保等のところを、教壇実習の実施等が難しい現状に鑑みなどに修文し、デザインする方も受入れる方も、双方で考える必要があるという議論の方がいいと思います。

### ○伊東主査

そうですね。確保だけではなくて、中身も含めての検討ということでしょうかね。ありがとうございます。

### ○増田日本語教育専門職

仕組みの作り方の問題ですので、大学で教育実習をしなければいけないということではなくて、学部生を採用する日本語学校で教育実習を受講した後に本採用という仕組みも可能かと思います。そういうことも土台になるといいなと考えております。

### ○伊東主査

いろいろなケースが考えられますね。

では、次、（５）「養成・研修報告書」に掲げられた初任、中堅等の研修段階や、日本語学習支援者、日本語教育コーディネーター等の日本語教育能力の判定は、研修の修了をもって行うこと。これはどうでしょう。

### ○三枝委員

地域における、いわゆるNPOなどがやっている日本語学習機会ということになると、ボランティアの人などが随分入ってくるのですが、その場がないと、日本語教育を受ける機会を失ってしまう子供たちがいるという現実もあるので、ただ、そういった方々が現実の問題として必ず判定を受けなければいけないのかという疑問が出てくる可能性があるとともに、受けていただくという積極性をどう担保していくのかなど、この資料を読んだときに懸念が生じたということだけお伝えしておきたいと思います。

### ○増田日本語教育専門職

ありがとうございます。

### ○戸田委員

今の三枝委員のお話のとおり、11月に読売新聞に日本語教師資格を創設という見出しが出たとき以来、私どもの協会にも非常に多くの地域の方からのお問い合わせがありました。

というのは、これまで何十年にもわたってやってきた、特に420時間を受けてはいないが、それぞれに講座を受けたり研修を受けたりしてやってきた方々が、この先、この資格という話が出たときに、全く教えられなくなるのではないかなどという不安の声が一番多かったのですね。

例えば日本語学習支援者と言ったときの、幅が広いというか、本当に日本語教育について知らない方が学習支援を行う場合もあるし、かなり力のある方もいるといったときに、その方々にも何かしらの認定をした方がよいのではないかというような思いがあります。

必要などころに必要な方々がいて、その方々をどのように考えるのかということも検討の一つなのかなと思いました。

研修の修了をもって行うことということに関わるのですが、御検討いただければと思います。

### ○伊東主査

分かりました。今、日本語学習支援者に関わることの御意見だったと思います。

### ○松岡委員

受ける方もさることながら、教える側の研修の質の担保をどのように考えるのかも検討しなければならないと思います。誰が実施した研修が認められるのか。

### ○井上委員

この骨子（案）では、日本語教師の資格というのは一つしかないという考え方が前提になっているように思えるのですが、例えば資料2の論点5の一番最後の丸にあるように、準日本語教師のような資格の創設も検討してはどうかということについて、例えば1級2級のような何段階かの教師の資格も検討事項に入れてもいいのではないかという気がします。

### ○川端委員

確認したいのですが、ここで議論している資格の対象は、養成修了段階ということですよ。

### ○伊東主査

そうですね。

### ○川端委員

養成を終わって身に付けておくべきものが身に付いているか確かめるということなので、そこに1級、2級というのはなじまないように思います。ここではまず養成段階修了レベルを資格にするということで、皆さん一致していると思います。

日本語学習支援者の中には、ここで言っている養成や試験合格などということは満たしていないけれども同等の実力を持っている人もいるというお話がありましたが、それについては、先ほど、2の（6）で3に移動することになった経過措置の中で、法務省告示校に限らず、来年度、検討されていくと私は理解しています。そういう理解でいいですよ。

### ○伊東主査

そうです。

## ○神吉委員

話を戻してしまいますが、全体を議論していて、2の(2)日本語教育能力の判定を行う「対象の範囲」というときの範囲が何を指すのか、よくわからなくなってきました。この対象というのは、最初は人のことだと思っていたのですが、人ではないような気がしています。むしろ「日本語教育能力の判定の対象となる専門性」の範囲ということで考えなきゃいけないのではないかと思いました。もし、この対象を人として考えると、今回議論する仕組みの中にある「更新研修」など、現職者を対象とする部分で話がずれてくるような気がします。対象を人として考えるのか、それとも対象となる専門性の範囲の議論なのか。そこを骨子としてまず固めないと、議論が進まないような気がしています。

## ○伊東主査

分かりました。貴重な御意見、ありがとうございました。いろいろな角度から御意見いただいたと思います。分かりにくい部分もあったという御意見もありましたので、事務局と整理してまとめさせていただくことでよろしいでしょうか。

それでは、議事の(2)その他として、先日の意見募集の結果の概要の報告を事務局からお願いいたします。

## ○増田日本語教育専門職

はい。今回の意見募集の概要は、参考資料3「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(二次報告案)」の日本語教師【初任】(活動分野：就労者、難民、海外)に対する研修内容等に関する意見募集の実施について」にございます。その結果の概要を資料5にまとめております。

資料5に沿って御説明いたします。まず期間としては、平成30年11月26日から今年1月15日まで文化庁のホームページで実施いたしました。全体の意見総数は101件、項目としては192項目でございました。団体からは5件、個人の先生方からは96件頂戴し、内訳は1ページ目に記載のとおりです。

意見の概要は、別紙に主な意見として記載いたしました。全てを網羅したものではございませんし、文章は事務局で整えさせていただいております。

委員の先生方には机上配布としまして、個人や団体の特定がされないような形で、実際のコメントと事務局の要旨をA3サイズで置かせていただいております。これは公開資料ではございませんので、お取扱いには御留意ください。

時間の関係で、全体を読み上げることはできませんが、研修内容に対する御意見の他、資格や日本語教師研修の在り方に関する御意見も多数いただいております。

それから、委員限りの机上配布として「日本語教育人材の養成研修の在り方について(二次報告案)」を置かせていただいております。今回の意見募集で頂いた御意見を踏まえまして、報告書の該当部分について修正案を見え消しで記載しております。御確認いただき、御意見を賜ればと思います。また、ワーキンググループの協力者の先生方にも、確認をさせていただきたくております。貴重な御意見をいただきましたので、報告の修正に代えさせていただきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

## ○伊東主査

日本語教師【初任】の三つの活動分野(就労者、難民等、海外)に指摘されている課題、求められる資質・能力、教育内容、教育課程編成の目安(モデルカリキュラム)について意見募集を行い、その結果の概要について資料5を御覧いただいております。

約100名の方から約200項目、非常に多くの御意見を頂いたと伺っています。御協力いただいた皆様には、この場をお借りして私からも御礼申し上げます。ありがとうございました。

意見募集の結果の概要を拝見しますと、就労者71件、海外47件、難民20件の順でコメン

トを頂き、その他として今検討を行っている日本語教師の資格についても30件近い御意見を頂いていることが分かります。興味・関心の高さがよく分かります。

本日は委員の皆様はこの二次報告（案）をお持ち帰りいただきまして、修正箇所、新たに追加された箇所を是非御確認いただき、御意見やコメントがありましたら、1週間後の2月15日金曜日までに事務局までお寄せいただきたいと思います。御検討ください。

意見募集の結果について、情報が多いため、ゆっくり御覧いただけないかもしれませんが、コメントや御意見ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○徳井委員

資料5の6ページの一番下の丸、海外に赴く日本語教師のところで、頂いた御意見の中に、アサーショントレーニングを設けてはどうかとあります。海外で短い期間ですが働いたことがあるのですが、主張したり関係を構築したりするために自分の意見をしっかり言うというのは非常に重要だなと感じました。貴重な御意見だと思いました。この御意見を反映していただくことも御検討いただければと思います。

#### ○三枝委員

難民について、前回の委員会でも発言したように思いますが、小さな子供が来たときに、日本語も不満足、母語も不満足という状況になることがあります。特に日本語教育が出来ていないと高等学校にも行けないなどという問題もありますし、逆に、途中で母国へ帰ったときに、母語ができないため、母国での学校教育も受けられないという悲惨な状況があるやに仄聞しております。この点について、難民の教育内容の中でも触れられているようですが、両方の言語をきちんと習得できるよう、特段明記していただけると有難いと思います。

#### ○徳井委員

難民に関連して、資料5の意見概要の4ページの2-1で、難民等の「等」とは何かとあります。この「等」は何を指しているのでしょうか。

#### ○増田日本語教育専門職

その点につきましては、意見募集でも指摘をいただきました。御意見を踏まえて、委員机上配布の資料になりますが、脚注に説明を加えさせていただきます。

#### ○徳井委員

分かりました。ありがとうございました。

#### ○伊東主査

貴重な御意見、コメントをたくさん頂いたと思っています。私たちは、本小委員会で議論を重ねて中身を作りながら、その都度理解を深めてきていると思いますが、初めて見る方がいろいろと感じたり疑問に思ったりしたことというのは、より広く普及したり見ていただくためには反映すべきだと思っています。よく読んで、対応させていただければと思います。

#### ○高橋国語課長

資格の関係で最後に一言申し上げます。資料4に日本語教師の資格と一番下の欄がございます。これは資格の名称について、次回、もし御意見を賜われれば、大変ありがたいと思います。

#### ○伊東主査

資格の名称についても是非お考えいただけたらと思います。

それでは、ちょうど5時になりつつあります。本日の貴重な御意見等、誠にありがとうございました。最後に、事務局より連絡があれば、お願いいたします。

**○増田日本語教育専門職**

今回の日本語教育小委員会は、2月21日木曜日15時からの開会とさせていただきたいと思っております。今期の最終回となります。御出席のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○伊東主査**

長時間にわたって、中身の濃い意見交換ができました。これで第91回日本語教育小委員会を閉会とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。